

別紙資料

○せり売り若しくは入札の方法により売買取引を行う物品及び割合等について

1. 青果部

品目	せり割合
徳島県産で個人又は個撰で入荷した かんしょ	35%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した いちご	35%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した たけのこ・ウメ	25%
徳島県産で個人又は個撰で入荷した もも・すもも	25%

(注1) 徳島県産で個人又は個撰で入荷した青ねぎ、軟弱野菜、きゅうり、だいこん等についても、一定量せり売りするように努めること。

(注2) 入荷した委託物品で出荷者がせり売りを希望する場合は、せり売りにより販売すること。また、仲卸業者及び売買参加者がせり売りを希望する品目についても、一定量せり売りするように努めること。

2. 水産物部

品目	せり割合
① まぐろ・かつお・よこわ	50%
② ①以外の天然の鮮魚	30%
③ 養殖魚	5%
④ かき類	5%
⑤ 県内産の上乾ちりめん・煮干し	100%
⑥ その他の水産物	5%

(注1) 入荷した委託物品で出荷者がせり売りを希望する場合は、せり売りにより販売すること。また、仲卸業者及び売買参加者がせり売りを希望する品目についても、一定量せり売りするように努めること。

別紙資料

○第三者販売（転送）の割合について

卸売業者が仲卸業者及び売買参加者以外の者に対して販売できる当日の入荷量に対する割合について、下記のとおり定める。

	割合
青果部	30 %
水産物部	60 %

(注1) 市場における需要の安定及び適正な価格形成を阻害することなく、かつ市場の仲卸業者及び売買参加者の買受けを不当に差別することがないようにすること。

(注2) 入荷量が著しく多く、仲卸業者及び売買参加者の需要を満たし、残品が生じるおそれがある場合に限り上記の割合を超えて販売してもよいが、年間を通じ総取扱数量に対する仲卸業者及び売買参加者以外の者に販売した数量が上記の割合を超えないようにすること。

○直荷引きの割合について

仲卸業者が当市場の卸売業者以外の者から買い入れることができる割合について、下記のとおり定める。

	割合
青果部	30 %
水産物部	30 %